

## 岐阜県シニアソフトボール連盟規約（令和4年）

### 第1条、名 称

本会は岐阜県シニアソフトボール連盟と称し、その事務所は事務局長宅に置く。

### 第2条、後 援

岐阜新聞社、岐阜放送、ダイワマルエスゴム株。

### 第3条、目 的

日本全体が高齢化に向かう社会にあって、何時までも若々しく、より豊かな人生を送るため、ソフトボールを通じて、相互の親睦と交流を進め、さらに健康維持、増進に努め、生涯活動の活性化を図る事を目的とする。

### 第4条、事 業

年間を通じ各地区持ち回りにてリーグ戦を開催し、納会時に表彰する。

### 第5条、組 織

県シニアソフトボール連盟に登録したチーム、会員にて組織する。

### 第6条、会 員

岐阜県内に在住するか、県内に存在する職場に勤務する、年齢58才（翌年度4月1日時点の満年齢）以上の成人で、なおソフトボール愛好者を原則とする。尚、女子会員については、第13条・細則・（ワ）に別途定める。

### 第7条、役 員

本会は次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名

理事長 1名副理事長若干名

専務理事 1名

常任理事（チーム代表）

理 事（チーム監督）

連盟強化本部長 1名副本部長数名

事務局長 1名 副事務局長 1名

財務長 1名 副財務長 1名

審判長 1名 副審判長 数名

記録部長 1名

監査役 2名

上記役員以外に、名誉会長、相談役をおく事が出来、その委嘱は会長とする。

### 第8条、役員選出

会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、連盟強化本部長、副本部長、事務局長、副事務局長、財務長、副財務長、審判長、副審判長、記録部長、監査役は理事会にて推挙。

### 第9条、役員任務

(1) 会長は本会を代表し、会全般を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐する。

(3) 理事長は理事会を代表して事業の総括をする。

(4) 副理事長は理事長を補佐する。

(5) 専務理事は理事長のもとで、理事業務全般を運営する。

(6) 連盟強化本部長は組織の拡大、会員の増強を行う。

(7) 事務局長は、会長、理事長の指示を受け、連盟の事業、事務の全般を指揮する。

(8) 財務長は、本会の財務業務を行い、必要に応じ理事会に報告する。

(9) 理事は本部役員を兼ねる事ができる。

(10) 役員の任期は2年として、再任を妨げない。

## 第10条、会 議

- (1) 本会は年1回、総会を開催する。又、必要に応じて臨時総会を開催する。
- (2) 理事会は会長が招集して、理事長が議長となり会議を行う。
- (3) 総ての会議は連盟役員の2分の1以上の出席（委任状も含む）により開催し、過半数の同意を得て決定する。
- (4) 監査役は年度末に会計監査を行い、総会時にその報告を行う。

## 第11条、会 計

本連盟の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費（チーム登録費）、その他の収入。
- (2) 年会費はチーム登録費として1チーム¥30,000とする。  
但し、3クラス（シニア、ハイシニア、スーパーシニア）に参加する場合の登録料は、上記登録料に別途¥10,000を加算して計¥40,000とする。  
納金は1/2ずつの分割納入も可とする（納入期限、1回目は新年総会時、2回目は6月30日とする）
- (3) 用途は通信連絡費、会場使用料、諸経費等、連盟運営費に充当する。

## 第12条、登 録

当連盟の所定の登録用紙に住所（町名までで可）、氏名等を正確に記入して事務局に提出する。（締切は新年総会時まで）  
登録チームの適格性については、理事会で決定。

## 第13条、試合規則

- (1) 連盟登録チームは年間を通してリーグ戦に優先的に参加する。  
本連盟のリーグ戦以外のリーグ戦に出場することは原則として認めない。  
万一、出場を希望する時は、役員会の承認を得る事。
- (2) グランドの確保。各チームは年間、最低1回はグランドを確保する様に努力する事。
- (3) 各チームは試合内容充実向上のため正式審判員の帯同に努力する事。
- (4) 細則
  - (イ) 試合日、現地集合は8時00分。監督会議は8時15分。  
試合開始は9時00分。年間を通じてこれを原則とする。  
但し、10月、11月は現地集合を9時00分とし、監督会議は9時15分、試合開始を10時00分とする。
  - (ロ) 試合は70分。（時間優先）7回戦とし、5回以降7点差以上はコールドゲーム適用。延長戦はなし。引き分けは有り。  
少しでも時間のある時は、試合を続行する。  
新しいイニングに入ったら、時間で切らないこと。  
尚、当日の天候、その他の事由により、監督会議の議決を経て、時間を短縮する場合がある。  
但し、ハイシニア及びスーパーシニアの試合については、60分（時間優先）5回戦とし、コールドゲームは適用しない。
  - (ハ) 試合途中の降雨時における試合続行又は中止については、審判チームと両監督の協議により決定する。又、試合の成立性については、イニング数もしくは試合時間の1/2終了時に成立とする。すなわちシニアの場合は4回、又は35分終了時、ハイシニア及びスーパーシニアの場合は3回もしくは30分終了時とする。
  - (ニ) 主審は時間を教える義務はない。
  - (ホ) 競技規則は、当連盟（申し合わせ規則）試合規則の外、当該年度のオフィシャルルールによる。

- (ハ) 試合開催地協力チームに協力費として下記に従い支給する。  
開催日1日2面確保を原則として、1日～¥3,000。  
1面しか確保できない場合は¥1,500。  
石灰代等はこの中に含まれるものとする。  
上記金額をオーバーした場合は、開催チームの負担とする。
- (ト) ベース、ラインカーは開催地の責任で準備する事。  
不足の場合は近隣チームに要請する。
- (チ) 使用球は本連盟では、ダイワマルエスボールを使用する。
- (リ) 本連盟の主催する試合に関して発生する総ての傷害について、本連盟は一切責任を負うことは出来ません。  
全員が保険に入っただき、健康保険証等を持参の事。
- (ヌ) 試合開催地に迷惑をかけないように、規約を遵守する事。  
特に不法駐車はしない事。
- (ル) 開催地の天候が不明確な場合は、開催地の担当チームに確認をとり、勝手な判断をしない事。  
大会開催地のチームは問い合わせに依じる事。  
大会開催地の担当者から、参加チームへの連絡はしない。  
問い合わせ時間は6:00以降とする。  
各チームの連絡先は別紙に定める。  
試合開催の可否は、開催地の担当チームと理事長合意の上決定する。
- (ロ) チームの出席人員不足による試合不参加を救済する為、下記の条件で、他チーム選手の応援補充を認める。
  - (a) 補充選手は2名までとする。
  - (b) 補充選手をバッテリーに起用してはならない。
  - (c) 先発は在籍選手を優先起用し、在籍選手全員が1回以上打席に入る事。
  - (d) 2名を超えた在籍選手をベンチに残して、補充選手を優先起用してはならない
  - (e) 補充選手は当連盟に選手登録されていること。
- (ワ) 第6条における女子会員(選手)加入参加について
  - (a) 女子選手の出場を下記の条件で認める。
    - ①年齢の制限なし(但し学生は除く)
    - ②登録人数の制限なし
    - ③クラスの制限なし
- (カ) **年齢制限の特例(特例選手)について**
  - (a) **各クラス共、下位2チームについては、下記条件で年齢制限以下の選手の出場を、翌年一年間のみ認める。**
    - ①**年齢は制限年齢の3歳以内とする。(シニアの部55歳、ハイシニアの部60歳、スーパーシニアの部65歳)**
    - ②**登録は3名以内で、同時出場は2名以内とする。**
    - ③**特例選手は投手以外の野手とする。**
    - ④**特例選手は特例として出場のクラスでは、個人表彰対象外とする。**

#### 第14条、棄権・不正

- (1) 試合会場では、総てに対しスポーツマンシップにのっとり行動をする事。  
これに反したと見なされたときは、参加役員の判断により速やかに、何らかの処置をとり、後日、理事会にて協議する。
- (2) 未登録選手、年齢偽り、替え玉等不正選手は認めない。

もし発覚した場合、チームはコールド負けとし、以降の試合参加(チーム)を調整する。

- (3) 当日の棄権は認めない。  
当日棄権をすると相手チームに不快な迷惑をかけるので充分注意する事。  
もし万が一、棄権したときはコールド負けとする。
- (4) チームの役員は、試合日程をよく確認し、事務局へ、参加、不参加を、7日前迄に連絡する事。
- (5) 来た時よりも美しく。試合終了後は整備清掃を確実に行う事。
- (6) スーパーシニアリーグ戦で参加チームが2チームの場合について  
当初は3チームで予定されたが、急遽2チームになった場合でも公式試合として実施する。その場合の審判は棄権したチームから2～3名が参加し、責任をもって行う。

#### 第15条、ハイシニアリーグ及び、スーパーシニアリーグ戦

- (1) シニア登録チームの有資格選手でチームを編成する。  
年齢制限は、ハイシニアは63歳、スーパーシニアは68歳（翌年度4月1日時点の満年齢）以上とする。
- (2) 当連盟にチーム登録をする。  
シニア登録書に有資格者として記載すれば、新たに登録する必要はない。  
但し、複数のチームの連合として編成する場合は、所定の用紙（様式3）で別に登録すること。尚、登録料は、第11条 会計（2）に定める。
- (3) 運営は当連盟の規約に準じて行う。
- (4) 試合日は平日に行う場合がある。
- (5) 表彰は、その年度の参加チーム数、試合実施状況等を勘案して、役員会で定める。

#### 第16条、表彰規定

- (1) 団体表彰
  - (イ) 年間リーグ戦の合計勝点で順位を定める。  
同一勝ち点の場合は、勝率、該当チーム同士の成績、得失点差により順位を決める。
  - (ロ) 単純勝点の採点方法は次の通りとする。  
勝ち～+2点。引き分け～+1点、負け～：0点。
  - (ハ) 表彰対象及び内容は次の通りとする。
    - シニアの部  
優 勝：優勝旗、賞状、副賞
    - ハイシニアの部  
優 勝：優勝旗、賞状、副賞
    - スーパーシニアの部  
優 勝：優勝カップ、賞状、副賞
- (2) 個人表彰
  - (イ) 団体表彰チームから推薦された所属の選手、各1名を次の通り表彰する。
    - シニアの部  
最高殊勲選手：賞状、副賞（優勝チーム）
    - ハイシニアの部  
最優秀選手：賞状、副賞（優勝チーム）
    - スーパーシニアの部  
最優秀選手：賞状、副賞（優勝チーム）

(ロ) 各クラスに於いて、投手部門と打撃部門で優秀な成績を残した選手を表彰する。

投手部門～優秀投手賞を1名(賞状、副賞)、各クラス1名 合計3名。

選考基準は勝数と勝率をポイントに置き換え、合計点で判定する。

同点の場合は女性、高齢者の順とする。

打撃部門～長打賞を1名(賞状、副賞)、各クラス1名 合計3名。

選考基準は長打(2塁打以上)の塁打数計(本塁打×4、三塁打×3、二塁打×2、で計算)とし、同数の場合は本塁打、3塁打、2塁打の多い数、女性、高齢者の順とする。

#### 第17条、慶弔

本連盟に登録されている役員、選手に慶弔があった場合は、下記の通りとする。

本連盟への貢献度を考慮して、役員会が適宜対応する。

#### 第18条、年度

年度はその年の1月1日～12月31日とする。

#### 第19条、附則

本規約は、逐次、状況の変化により改正する。

本規約は、平成16年2月8日より施行する。

本規約は、平成18年8月12日より施行する。

本規約は、平成19年8月8日より施行する。

本規約は、平成20年2月17日より施行する。

本規約は、平成21年2月16日より施行する。

本規約は、平成22年1月1日より施行する。

本規約は、平成23年1月1日より施行する。

本規約は、平成24年1月1日より施行する。

本規約は、平成25年1月1日より施行する。

本規約は、平成26年1月1日より施行する。

本規約は、平成27年1月1日より施行する。

本規約は、平成28年1月1日より施行する。

本規約は、平成29年1月1日より施行する。

本規約は、平成30年1月1日より施行する。

本規約は、平成31年1月1日より施行する。

本規約は、令和2年1月1日より施行する。

本規約は、令和3年1月1日より施行する。

本規約は、令和4年1月1日より施行する。

以下余白

**\* (今回変更分は太字でアンダーラインを表示したヶ所)**

以下余白